

質問回答

2017年9月4日

「2017年度案件別外部事後評価:パッケージⅣ-2(インド、ブータン)」

(公示日:2017年8月23日/公示番号:170603)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	23 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項の「第 2. 業務の目的」でいう本業務対象国及び対象案件	4 のブータン(円借)地方電化事業は、フェーズ 1 とフェーズ 2 に分かれています。対象案件は、どちらの案件(或いは、両フェーズ)でしょうか？	今回の事後評価対象はフェーズ 1 のみです。
2	P23 「第 2 業務の目的・内容に関する事項」「(5)上記対象案件のうち、インド「ラジャスタン小規模灌漑改善事業」は、・・・」の灌漑面積等にかかる衛星データ活用について	灌漑面積については既存の統計資料や地図などにより、灌漑地域の面積・作物生産データが得られれば評価可能とみられるところ、今回、評価分析のために灌漑地域の衛星データを利用することになった経緯や目的はどのような点にあるのか？	灌漑地域の衛星データを利用することになった経緯や目的は、主に運用・効果指標データに基づく事業効果のトライアングレーション、また事後評価で導入可能な運用・効果指標の新たな発掘にあります。
3	同上	灌漑面積等の衛星データは貴機構にて分析の上、提供される予定となっているが、プロジェクト評価の評価判断に直接使えるデータとして提供されるとの理解でよいか？ 具体的には、衛星データからプロジェクトの裨益地域の灌漑面積を特定するまでを貴機構が担当するという想定で正しいか？	提供可能なデータについては現在検討中です。使用する衛星データの解像度や事業対象地域にかかる既存情報によって、弊機構より提供可能なデータは異なりますが、現段階においては、事業対象地域ごとの作付回数、各季節の作付面積、作目の統計、加えてこれらにかかる地図などを想定しています。これらの情報を評価判断における根拠もしくは参考値として頂くことを検討しています。

4.	P24「(7) 上記対象案件のうち、ブータン「地方電化事業は、…」	安全管理上の懸念から Samtse 件と最遠隔地である Tashiyangtse は実査対象外となっている。これは日本人コンサルタントによる実査対象外という意味で、現地補助員のみ調査対象としては含めてよいのか？	現地調査補助員が Samtse 県と Tashiyangtse 県の調査を行うことは可能ですが、必ずしも全県での実査が必要ということではありません。
5	同上	10 県約 80 箇所のサブプロジェクトのリスト、全体の受益者数および各県の受益者数の情報があるか？もしあれば、プロポーザル作成の参考情報としてご提供いただけるか？	別添 1 および 2 のとおり情報を提供します。
6	P24「(8) 上記対象案件のうち、インド「ラジャスタン小規模灌漑改善事業」については、…」のジェンダー分析手法を活用し、男女各々及び社会的弱者へのインパクト及び関係性の変化を確認することを目的とした詳細分析調査について	左記の詳細分析調査が実施可能な前提として、本事業(貧困削減対策コンポーネントも含め)ある程度計画どおり実施され、末端灌漑設備も含めて整備され、灌漑事業として一定の効果がでている必要がある。その点は、確認され、詳細分析の評価可能性について事前に検討されておられるのか。そうであれば、その検討の際に確認された事業実施状況や効果に関する情報につき、プロポーザル作成参考資料としてご提供いただけるか。	本事業はある程度計画通り実施され、灌漑事業としての一定の効果が出ているものとの前提の上、詳細分析を検討したものです。貧困削減対策コンポーネントは、パイロットのみ実施され、横展開はされていないとの情報はありますが、詳細については確認が必要と思われます。本分析の検討の際に参照した資料としては、別添 3 をご確認ください。
7	P25 「本分析に必要な現地での情報収集は、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関、コンサルタント、NGO 等に再委託して実施することとする。」	左記の「再委託」については、JICA「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に基づく「現地再委託」という意味か。あるいは、現地調査補助員の備上と同様に、現地調査補助員として随意契約をベースとした契約も可能か？	JICA「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に基づく「現地再委託」を意味します。

8	業務指示書 p.6 別見積について	別見積とする項目が 5 件指定されておりますが、見積書は 1 件分ずつ作成する必要がありますか。あるいは、5 項目を 1 つの見積書としてよいでしょうか。	別見積書はまとめて 1 つの見積書で構いません。
9	業務指示書 p.7 評価対象とする業務従事者の予定人月数について	評価対象者(総括/プロジェクト評価 1)に 5.27MM が設定されていますが、総括が品質管理を行える範囲で、構成団員の経験・専門を考慮して担当案件を決めたところ、総括の MM がこれを下回ります。その場合、①総括の MM を 3MM 程度(1 案件評価と総括業務を担当)と提案することは可能ですか。②提案が可能な場合、減点となりますか。③減点となる場合、どの評価項目において減点されますか。	業務指示書(共通条項)p.19~20 にも記載していますが、評価対象者の M/M(担当案件数)を増減させるご提案は可能です。自動的に減点されることはありません。増減をご提案される場合はプロポーザルにおいて理由をご説明ください。
10	業務指示書別紙 2/2 p.25 詳細分析調査の再委託について	p.25 で「本分析に必要な現地での情報収集は、……再委託して実施することとする。」とありますが、p.29 では現地調査補助員業務として「詳細分析調査に必要とされる 0.84M/M」と記載されています。詳細分析調査にかかる経費は P.25 の再委託する業務と、p.29 の「詳細分析調査に必要とされる 0.84M/M」の業務内容に分けて見積もるという理解でよいでしょうか。その場合、①それぞれ再委託で想定されている業務と現地調査補助員の業務内容に違いがあればご教示ください。②再委託費については別見積に指定されておりますが、本見積に含めるということでしょうか。③再委託する業務量の目安があればご教示ください。	詳細分析調査にかかる現地調査補助員業務は 0.84M/M を想定しており、データ収集補助業務については再委託業務を想定しておりますが、両業務を分けて見積もる必要はなく、合わせて一つの別見積りとしても問題ありません。 ① 両業務の違いについてですが、現地調査補助業務は、業務指示書(個別条項)の「3. 実施方針および留意事項」(8)(iii)に記載している質的データの収集(つまり、「サンプル調査のデザインを検討する過程で、仮説構築に必要な情報を収集するため質的データの収集」及び「サンプル調査実施後に、その結果を導く要因の特定、ロジカルチェーンの分析を行うために必要な情報を収集」)において、業務従

			<p>事者を補助する業務を想定しています。一方、データ収集補助業務(再委託を想定)は、業務指示書(個別条項)の「3. 実施方針および留意事項」(8)(iii)に記載しているサンプル調査におけるデータ収集業務を想定しています。</p> <p>② 当該分析に係る情報収集のための再委託費については本見積ではなく、別見積りとして下さい。</p> <p>③ データ収集業務を現地備人として積算した場合、業務量としては 2.6M/M 程度を想定しています。</p>
--	--	--	---

以上